浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録(抜粋)

開催日時

令和2年5月22日(金)午後1時30分開議

開催場所

全員協議会室

会議に付した案件

1 行政区再編協議【行程2】区のあり方について 2-3 市の各種計画(将来ビジョン)と区の関わりの確認

13:31

1 行政区再編協議【行程2】区のあり方について 2-3 市の各種計画(将来ビジョン)と区の関わりの確認

②結論

5月11日開催の委員会に引き続き、行程2-3、市の各種計画(将来ビジョン)と区の関わりの確認について協議し、委員会として現計画と区の関わりの現状を確認し、行程2-3についての協議を終了しました。

◎発言内容

〇髙林修委員長 それでは、協議事項に入ります。

行政区再編協議、行程 2 、区のあり方の 2-3 、市の各種計画(将来ビジョン)と区の関わりの確認 について、前回に引き続き協議いたします。

まず、前回配付いたしました資料のうち、本日は3の⑥、それから4、5について、前回の委員会の 最後でお話をしましたように、質疑・意見がありましたらお願いいたします。

この資料については、波多野委員の請求趣旨は前回の委員会で説明がありましたので、中身について、 今日、市民協働・地域政策課や人事課の担当の方がいらっしゃっているので、もし当局にも質問があれ ばおっしゃっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

特にないようであれば、もし波多野委員から補足があれば。

○波多野互委員 前回のときに私からは、請求資料としては都市計画マスタープランの将来都市構造図、それから市街化調整区域における開発許可制度の基本方針、企業や観光など様々な立地誘導地区、それから総合交通計画、商業集積ガイドライン、あとビーチ・マリンスポーツ事業化計画だとかの区界を示していただいた中で、区役所費等の決算額などを見ていただいたときに、区役所では地域資源だとかを生かして地域の活性化を図っているところが多く見受けられるというようなお話をさせていただきました。

ロードマップ、観光コンベンションビューローのほうでつくっていただいたものに様々な観光地等が載っているわけですけれども、そういったものが生かされていますということを申し上げました。 2 -

1、2-2のほうで都市内分権を推進していきましょう、住民自治を強化していきましょうというようなことや、総務省通達の中で区の機能の充実というようなところを挙げる中で、現状は予算等から見えるものとしては区の関わりは若干薄くなっているように感じられるというようなことを申し上げました。そういったことに関して何かあれば逆に承ります。

○高林修委員長 今波多野委員のほうからおっしゃっていただきましたが、もし波多野委員のほうに も御質疑があればおっしゃっていただきたいと思います。

今日のところは当局に質問する事項はほぼこの区役所費等の決算額と区役所の専決規程のことだと思いますが、この中身について、せっかく当局がいらっしゃるので、あればおっしゃっていただきたいのと、前回の委員会のところでよく読み込んできてくださいというふうに申し上げたつもりでいますので、どんな細かいことでも結構ですので、疑問があればおっしゃっていただきたいと思います。

○酒井豊実委員 観光関係のロードマップということではありませんが、観光振興ということもあって、各区の振興、住民の生活を向上し、地域産業を活性化させるという点で、かなり各区とも力を入れてきたわけです。私の地元の北遠天竜区においてもこの数年の間にかなり人の流れ、車、バイクの流れが変わってきたというふうに思っています。経済情勢もありますが、1つの要因として、新たな高規格道路、高速道路の部分開通などによって幹線の交通量の流れが、かなり天竜川筋から三河筋ルート方面に変わり、また、回遊するという変化もいろいろ出ているように感じているところです。資料提案者である波多野委員がそういうところも分析をされているかなと思いつついるところです。

それから、今回のコロナ危機の中で、やはり観光関係で激変をしてきているというところ、新しい生活様式ということも提起される中で、どうしても区の観光振興、人の流れ、交流人口の拡大というところの在り方について、今までの計画にメスを深く入れてやっていく必要がある、全体もそうですが、区別にしっかり細かにやっていく必要があるということを強く感じています。といいますのは、各道の駅であるとか、個人や組織、NPOがやっている活動の詳細にわたって区が把握して、支援していく必要性を強く感じているのです。そういう点で改めて言いますが、今までの将来ビジョン、とりわけ観光についても区別に再検討を深くすべきだと思っています。

波多野委員のほうから何か分析や現状認識があれば紹介いただきたいと思います。

○波多野亘委員 すみません、どういうことを回答として求められているのかというところがちょっと読み取りにくいのですが、酒井委員からの質疑は、観光、地域活性化、交流人口というものをどう捉えているかの分析・評価ということだと思います。では、どういうような経済効果を表すのかとかいうものは市でも計測したものは多分ないと思います。私が資料請求した区役所費等決算額の1ページから、それぞれの区独自事業として、この前も俳句の里づくり事業だとか中野町煙火大会だとか様々例示を挙げさせていただきました。

また、5ページになりますけれども、まちづくり推進課では、浜名湖うなぎまつりだとか姫様道中、 三ヶ日花火大会だとかというものの事業が区役所費として上げられていますということを言いました。 決算時においてもそういったものに対する経済波及効果だとかは掲載されていませんし、こういった事業がされているというような事実でしかないと思います。ただ、こういった事業をやることによって、 地域が今まで盛り上がっていたことは事実であろうと思います。ただ、それが酒井委員から先ほど指摘があったようなコロナというような話になってくると、観光振興しましょう、要は交流人口を増やしましょう、もっと言うと国としてインバウンドを進めていきましょう、人口減少していくに当たって、どう消費活動を増やしていくかというところで外国人を取り込むだとか、国内旅行者よりも外国人旅行者 のほうが1泊当たりに消費する金額というのも多いというようなところから出ている話ですが、これは特段区の再編に関わる、浜松市だけが考えなければいけないものではなくて、観光というものをこれからどういうような形でしていくかというところは、この区の再編の中で話が及ぶことではないと思っています。

戻りますが、どう評価しているかと言われても、こういった数字でしか見えないですし、ほかの様々な計画との関わりというものはあまり見てとれないというのが私の評価です。もう少し発展して発言をさせていただくとすれば、行程2-2、区長の権限、本庁の権限のところでも少しだけ触れ、今回、総合交通計画の区界も出してもらっていますが、区役所の位置については、地方自治法第252条の20第2項で、地方公共団体はその事務所の位置を条例で定めなければならない。また同条第6項及び準用する第4条第2項として、住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。あるいは、4月24日の委員会で太田委員が資料請求した、浜松市区における総合行政の推進に関する規則の第5条では、区長の総合調整等が示されていて、第7条では、部等の情報提供及び協議という形の中で、事務事業に係る計画、実施等に関する情報を関係する区長に対し提供するよう努めなければならないだとか、区役所が分掌する事務事業と密接な関係がある重要な計画を策定し、変更し、または廃止する場合は、しっかりと関係する区長と協議しなければならないとされていて、逆にそういった意識というものが合併、政令市移行からこの間で大分薄まってきているというか、そういう必要性というものが薄れてきているというのは事実ではないかと踏まえています。

今後改定されますが、現状の都市計画マスタープランにも区の計画が入っていたり、2011年から14年までの第2次浜松市総合計画にも区の計画が入っていましたが、そういったあたりを今後この区の再編と併せて、行程2-4の最適な行政組織、あるいは今後の浜松のビジョンを考えていく上でどう捉えていくかというところは本来課題なのだろうというふうに捉えています。

- ○酒井豊実委員 今波多野委員から意見、見解といいますか、分析も交えて述べられました。私も後段のくだりについては非常に強い意識を持っていて、この間の合併後の流れの中で7つの区ごとの特徴のある、個性のある諸般の計画での位置づけだとか、具体的な方向性がなかなか見えにくくなってきているということがあると思います。それから、場所によってはそういう区ごとのプランが消えているものもあったような気がしています。ですので、見直し、メスを入れる観点としては区ごとの計画をしっかりとして、行政レベルでは区長を先頭に、それから区の協議会あるいはまちづくりの協議体、下から上へ向かってプランニングをしていくことが強く求められていると思っています。そういう点では波多野委員と似通った意見かなというふうにちょっと確認いたしました。
- **○高林修委員長** その御意見については、今後の議論の中でまたおっしゃっていただければいいというふうに思っています。行程2-4以降でまたそういうお話もさせていただきたいと思っています。

今日のところは行程2-3、市の各種計画と区の関わりの確認という行程になっていますので、特にほかになければ、前回の委員会の最後にお願いをしてありますように、各会派から市の現行の各種計画、当然将来ビジョンが入っているのですが、それと区の関わりについて御意見をまとめてきていただきたいというふうにお願いをしたつもりですので、発表していただければと思います。

それでは、最初に自由民主党浜松からお願いします。

〇加茂俊武委員 会派内でかなり時間をかけて計画と区の関わりについて議論をしてきました。計画によってもちろん市の全域に関わるもの、それから区や地域ごとに捉えるもの、いろいろあるという意見が出ましたが、現状では区と計画の関わりというのは非常に薄いのではないかという意見が大勢を占

めました。ただ、総務大臣の通達にあったように、やはり区の役割の拡充を図るとか、住民自治の強化のため、この浜松の特性を生かすためには積極的に区が関わる必要がある。先ほど波多野委員も言われましたけれども、それが行程2-1や2-2で議論した都市内分権の推進や住民自治の強化、このあたりにつながるものであるというのが会派の意見です。

- **○高林修委員長** それでは、市民クラブお願いします。
- **〇岩田邦泰委員** 前回の委員会でもお話をさせていただきましたが、区という単位があるので、それに合わせた例えば集計の方法があったりするのかなという考え方もあるなという話をさせていただきました。それから、今の計画、プラン、将来ビジョンといったものと、区境、その線引きされているところが、それがなければいけない、区でなければいけないというところが見いだせないと森田委員からの意見でもあったと思うのですが、本当にそのとおりだなというふうに思っています。

例えば、スポーツ振興課のビーチ・マリンスポーツの資料を見て改めて思ったのが、篠原地区と書いてあるところは、実はこれ南区の線引きに入っているのです。西区の篠原地区のはずが南区のほうに書いてあって、結局この辺りは倉松とかその辺の場所になると思うのですが、ぱっと見、課題とかそういったものがやっぱり同じなのです。あとは例えば三ヶ日と舘山寺がマリンスポーツなどを誘致するゾーンとして書かれていたりするのですが、ここも西区と北区の違いというのは本来はないのかなというふうに思って改めて見ています。そういったことで区と将来の計画といったところでは、やはり薄いというふうに思っているところです。

あと、先ほども住民自治の話が自由民主党浜松からもありましたが、以前、私は人口がそれほど多くない浜松市では住民自治をそんなに強力に進める必要はないのではないかという話をさせていただいたと思いますが、区の単位が、例えば人口がもっと大きい区ということになれば、それは話が違うのかなというふうにも思っています。私が以前お話ししたときに、もしかすると住民自治は進める必要はないよというふうに思っているというイメージで取られたかもしれませんが、そうではなくて、区のサイズにもよるだろうというお話なので、そういったところも含めて考えていくべきだなと思っています。

- **○髙林修委員長** 次に創造浜松お願いします。
- **○関イチロー委員** この市の全体計画、将来ビジョンも含めてですが、それと区の関わりは非常に薄いのではないのか、それほどそこのところに重きを置いた説明はないと思っています。ただ、区の特色としてどんなものがあるのか、各区のほかと違う部分というところは、例えば市長のみんなでまちづくりトークみたいなところでは言われるのですが、そういう意味ではこの全体計画、各種の計画という市全体の計画については区との関わり合いは少ないと考えています。

それから、先ほどの住民自治とか都市内分権の話ですが、何度も申し上げますが、これと区の大きさ、 数は直接には関係ないと考えています。

- **○髙林修委員長** 次は公明党お願いします。
- **〇松下正行委員** 我々も今回様々な計画、都市計画をはじめ、将来ビジョン、交通政策、それからマリンスポーツのゾーニング等々計画がありますという中で、当局の説明を聞いても自由民主党浜松の話を伺っても、区の線引きがあるから都市計画、都市政策が変わっていくということはないというふうにほぼはっきり見えてきたかなと思います。区が分かれているからこういういろいろな計画があるのではなくて、市全体の計画をつくる中に区ができてきたので、それを取り込んで計画の中に入れているというのが現状という感じを受けます。ですから、やはり区の関わりというのはそんなにないのかなというイメージですし、それよりも本当に小さい単位の住民自治、それから都市内分権をいかに充実してやっ

ていくかというところと、あと浜松市全体としてどうだというところのつなぎをしっかりやっていくほうが重要ではないかなと思います。

- ○髙林修委員長 日本共産党浜松市議団お願いします。
- ○酒井豊実委員 先ほどもちょっと余分に言いましたが、それも含めてですが、合併以後、新しい市政の中で1市1制度という観点が隅々まで進められたなということを改めて感じているところです。今出された区を乗り越えたエリアゾーン分けについても、それは当てはまる部分があるかなと思っていますが、もとより合併前の12市町村でも、環浜名湖という中での観光であるとか交通網だとか、住民サービスの問題も協働してやってきたわけですので、そこと比較してどうかということはまた考えなければいけません。やはり非常に広範な市域の中で、固有の制度、文化を維持発展させて、それぞれの地域に人が住んでいくことのできる計画について、詳細な区別、地域別の計画が持たれないようになっているということを改めて痛感をしているところです。周辺地域では行き届いた住民サービスが遠くなってしまったというところを強く感じているので、改めて計画、ビジョンを見ると、やはり思い切った見直しが必要だなということを痛感しているというのが実際であります。
- **○髙林修委員長** ありがとうございます。

ほかに特に御発言のある方はいらっしゃいますか。

〇関イチロー委員 酒井委員にお聞きしたいのですが、1市1制度というのは天竜にいらっしゃって 非常にそのことを感じられるのかということが1点。

それから、サービスが遠いというのは具体的に何を指すのか教えていただきたい。

- ○酒井豊実委員 1つの浜松ということで、合併後一定の時期、それぞれ固有の制度あるいは公共料金の体系、それから、地域文化を継承させる博物館機能もいろいろと多様にあったわけです。それが1つずつ様々な計画、プラン、公共施設の再配置計画であるとか、職員についてもいろいろなことで整理されてきたということを痛感しています。やはりサービスの点と併さるのですが、例えば今までは水窪であれば水窪の役場で全て賄えていたものが天竜区役所ということになり、そこでもカバーできなくて、様々な事柄で浜松の中心まで来なければ解決しないということになった点で、非常な地理的なギャップ、時間的なロスを痛感して暮らしている、あるいは事業者の皆さんが事業活動をされている、あるいは全部の活動をされているという実感を持っているということを事例として挙げさせていただきます。
- **○関イチロー委員** 先ほどのサービスの話ですが、これは前期のときからもう既に各区役所、それから協働センター、その辺のところの具体的な業務の洗い直しをしてきたのですが、先ほどの水窪から区役所とか本庁へ来なければいけないという業務というのは具体的に、今日でなくてもいいです、どういう具体的な業務があって、それは何件ぐらいの割合であるのかをまたお示しいただけたらありがたいと思うのです。
- **〇高林修委員長** 関委員、今日のところはいいでしょう、後で。
- **〇関イチロ一委員** はい。
- **○髙林修委員長** ほかに御発言のある方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○高林修委員長 それでは、行程2-3、市の各種計画(将来ビジョン)と区の関わりについての確認なのですが、各会派の皆さんから御意見をいただきました。おおむね現行の計画については区の関わりとは余り関連づけられないし、薄いという発言で共通しているというふうに思っています。

それから、公明党がおっしゃったように、区の線引きが都市計画に影響しているというふうには思え

ないし、まず小さな単位の住民自治をどのように計画につなげていくかということが重要であるとおっ しゃったと思いますが、松下委員、間違いないですか。

〇松下正行委員 はい。

○高林修委員長 それでは、行程 2-3 については、ほぼ各会派の今の認識は共通していると思いますので、その確認で終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○太田康隆委員 ここで議論しようとしている区との関わり、各種計画、ビジョンがどういう状況に置かれているかということに関して、意外と区と関わりが薄いということについて、皆さん同じような感想を持っているということであれば、それはそれでいいのだろうけれど、そのときに、本来自治体として各種計画と区をどう機能させていくべきなのかということをしっかり押さえていかないと。例えば区の数を2つとか3つにするという考え方を持った方がいるのだけれども、それでも区を機能させなくていいということなのか、それとも、今は関連が薄いとしても、その段階でしっかりと区を機能させなくてはいけないということなのかによって対応が全く違うわけです。

ですから、こういう区の再編の議論が指定都市になってから出てきて、十数年ずっと続いているということは、それだけ非常に難しい問題だし、片方に収れんしないということになるわけですが、これだけは押さえていかなくてはいけないこととして、基礎自治体の使命とは何なのかということを地方自治法の改正であったり、地方制度調査会の意見であったり、そういうもので今までずっと確認してきたつもりです。そういう中で自治体の使命が住民の福祉の向上を目指すのだというものがあって、それを十分完結するために、政令市にあっては区を置かなければならないという制度、仕組みになっていると。それから、国の地方分権という流れの中で、地方基礎自治体がやるべき仕事というものをしっかりと分権して、権限と財源を渡してきているということからすると、それ以前の浜松市の責任と、それ以降の基礎自治体である浜松市は当然権限と財源の中身が違うわけですので、国から与えられた、あるいは県から移譲事務によって与えられた権限と財源をどう行使して住民の福祉を向上させていくかということからすれば、当然どういう組織で、どういう成果を上げていくかということを議論していかないと。関連が薄いですねということで締めくくられたら私はかなわないというふうに思っています。

ですから、これだけは押さえておかなくてはいけないということをこの2-3の議論で1つ申し上げるとするならば、先ほど我が会派の加茂議員も指摘しましたけれども、日本は法治国家ですので、法律、規則で全てを決めていくということであって、浜松市については、浜松市区における総合行政の推進に関する規則を定めているわけです。その中で区の役割をしっかりと定めていて、今回の行程2-3の議論である各種計画との関連ということで言えば、第7条で、部長等は、その分掌する区における事務事業に係る計画、実施等に関する情報を、関係する区長に対して提供するよう努めなければならないとなっています。ですから本来、本庁がしっかりと情報としてつかんでいなければいけない。第2項として、部長等は次に掲げる場合においては関係する区長と協議しなければならないとされていて、区役所が分掌する事務事業と密接な関係がある重要な計画を策定し、変更し、または廃止する場合、区役所が分掌する事務事業と密接な関係がある事務事業を実施する場合、区内の公共施設を設置し、または廃止する場合などが述べられています。ですので、原則からすると、計画の策定段階においても本庁の計画を策定する部署の部長は区の情報をしっかりと入れて、その計画に反映していくということが大切なわけで、それは私はやっている、ただ、見えないということだろうと思います。

この前、資料要求もさせていただいて、子供関連の様々な計画に関して、事業の必要量の洗い出しについて、例えば放課後児童会などでも、各区ごとに優先度も含めて一旦必要量の取りまとめをして計画

に反映させているということが実際にあるわけです。そういうことをこの区における総合行政の推進に関する規則に基づいて、丁寧にやっていただくことが何よりも必要なことだと思います。もし区の再編を今後議論して、区の数を幾つにするのだということにしたとしても、その区がどういうような役割を果たしていくかということについては、しっかり規則で定めて、規則に沿ってやっていくということを目指さなければ私はいけないというふうに思いますので、そこだけは押さえたいと思っています。

○高林修委員長 太田委員、今のお話は大変参考にはなりますが、今日は各種計画との関わりについての確認ということで、とりあえず各会派の意見を求めた上で、区と各種計画の関わりについて、それを是とするか非とするかということではなくて、それは行程2−4で十分協議できるというふうに思っています。

自由民主党浜松の考え方はそういうことをベースに、今後の協議に臨みたいということだということでよろしいでしょうか。

〇加茂俊武委員 総務大臣の通達にあるように、区の役割を拡充するというのは、国から来ていて、 それで地方自治法も改正をされているというところは行程2-2で押さえています。

そこを区が何か計画と全く関わりがない、それで終わりではなくて、区は関わるべき、関わる必要があって、それが都市内分権や住民自治の強化につながるというのが会派の意見です。そこは押さえていただいて、各会派の意見があったというところで収めるということでよろしいですか。

- **○高林修委員長** ですから、そのように申し上げているつもりなのですが。
- **○関イチロー委員** もしそうであるのだったら、そこの部分を例示として出していただきたい。言い換えますと、さっきの文言の上ではこういうことがあると。それは分かります。ただし、それが実際にこの前からやっている各種計画の中に、どれだけの部分が区との関わりがあるのかどうなのかということを実際に御説明いただきたい。それがなかったので、我々としては先ほど委員長が実際のそれぞれの各種計画と区の関係は薄いという認識ですねと申されたのだと思っています。
- **〇加茂俊武委員** それを出すというか、現状は関わりが薄い、だからどのように区が、区長が計画に 関わっていくかというところをこれから議論していくということではないでしょうか。関わる必要がな いということではなく、関わっていくべきかと。
- **〇関イチロー委員** そういう話ではなくて、今までの出来上がってきた各種計画自体はあまり区との 関わりというのは深くなかったですよねというところの確認だけはできたのではないかと思っておりま す。
- **〇加茂俊武委員** 基本関わりは薄いですねというところは自由民主党浜松でもしっかりと申し上げております。
- ○波多野互委員 先ほど来、委員長がまとめていただいたとおり、区と計画との関わりが薄いというのは我が会派も含めて、ほかの会派の皆さんも全ておっしゃったとおりだと思います。ただ、委員長もおっしゃっていただいたとおり、行程2−4でこれから太田委員が先ほど言われたようなところも議論していくと思うのです。要は太田委員が言いたかったのは、行程2−1で区とは何だったのか、行程2−2で区のあるべき姿、都市内分権は進めましょう、住民自治というものは強化していくべき、そして、総務大臣通達といったものを確認していったときに、では、計画との関わりが薄い現状の中で、そういったものを実行していくためにはどういうような組織なり権限なりというようなあたりが、行程2−4で議論されると。逆に市民クラブからは今以上というようなところは必要ないのではないか、でも、住民自治の強化までは言わないかもしれないけれども、落ちないようなやり方だとか、役割分担というも

のは何なのだろうということがこれからの委員間討議で見えてくれば、このあたりの問題は解決するのではないかなと私は思っています。

委員長、いつもちょっとはしょって短く言われるのであれですが、そういった意図で言っていただい たと私は理解しているのですが、いかがでしょうか。

○高林修委員長 補足ありがとうございました。今さら言ってもしようがないのですが、今の波多野委員のお話を聞いて思うのですが、行程2-3と行程2-2をひっくり返してもいいかなというふうに思ったときもありました。ですので、ちょっとそういう点ではうまくまとめられず申し訳ないのですが、今日のところは2-3については一応共通認識ということで、それを是とするか非とするかは今後の2-4以降で議論をしていただきたいと思っていますし、各委員には議論をする上でのいろいろなバックボーンをつくってきてもらいたいと思っています。

それでは、特にほかに発言がないようですので、今日のところ、2-3についてはそういうまとめを させていただきますが、加茂委員、よろしいですか。

- **〇加茂俊武委**員 続けて2-4で議論していくということでよろしいですね。
- **○高林修委員長** はい。それでは、行程 2-3、市の各種計画(将来ビジョン)と区の関わりについては確認できたものといたします。

この際、これまでの協議について併せてもう一度確認をさせていただきます。

まず、行程1、合併から現在までを確認については、2月14日の委員会において企画調整部長から合併・政令市の検証に基づいて説明があり、検証の内容やてんまつを確認、共有し、協議を終了いたしました。

次に、行程2、区の在り方についての協議の1、区の定義については3月16日の委員会において自由 民主党浜松から提出資料に基づき説明があり、区の法的な位置づけなどを共有し、協議を終了いたしま した。

次に、行程2-2、区のあるべき(理想の)姿については、4月24日の委員会において自由民主党浜 松から都市内分権、住民自治の在り方、区、区長の権限、本庁の権限、また検討する上での4つの視点 について資料が提出され、この視点については確認・共有し、協議を終了いたしました。

そして本日、行程 2-3、市の各種計画、将来ビジョンと区の関わりの確認については、前回現計画の内容が当局から説明され、自由民主党浜松からも補足説明がされ、現状の確認が先ほどできましたので、次回は行程 2-4、最適な行政組織とはの議論に進むことといたします。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、次回は6月18日木曜日午前10時から委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで、資料要求について改めて皆さんにお願いをいたします。

既に皆さんのお手元へ様式を配付させていただいておりますが、次回の委員会の協議に当たり、当局への資料要求がある場合は、提出期限は5月29日金曜日といたしますので、期限までに委員長まで資料要求依頼書の御提出をお願いいたします。

提出していただく資料要求依頼書は、もう既に皆様のお手元にあると思いますが、受け取った後、議会事務局から当局に提供いたしますので、当局から内容確認の問合せがありましたら、資料請求をされた委員の方は御説明をいただきますようよろしくお願いいたします。大変恐縮ですが、依頼書はこの様式で必ず提出していただきたいと思います。説明が必要とか必要でないとか、既存のものとか、新規に

作るものとかというところがあるのですが、これについても疑問とか懸念がありましたら確認をしていただいた上で提出をよろしくお願いいたします。

それでは、以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

14:19